

監 第1862号
令和8年3月2日

部内関係各課（麻）長 様

土 木 部 長
（公 印 省 略）

中能登・奥能登地域における復興歩掛の導入について

標記の件について、国より、「令和8年度 能登半島地震の復興・復旧事業等における積算方法等について（令和8年2月27日付）」にて、石川県内（中能登・奥能登地域）において復興歩掛が導入されることを踏まえ、本県においても、復興歩掛を導入することを通知いたします。

記

1. 対象工事

石川県土木部（営繕工事除く）が発注する工事で、以下（1）～（3）のいずれかを満たす工事

- （1）令和8年4月1日以降に入札手続きを開始する工事
- （2）令和8年4月1日時点において入札手続き中で未契約の工事
- （3）令和8年2月27日から令和8年3月31日までの期間において、入札手続き中であり、特記仕様書にて新積算基準等に変更可能である旨の記載がされている工事

2. 対象地域

石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）

3. 主な改定内容

・復興歩掛の導入

→対象工種：土工・アスファルト舗装工

補正率：土工・・・標準作業量を20%低減

アスファルト舗装工・・・標準作業量を10%低減

4. 適用にあたって

本通知は、令和9年3月31日までに入札締切日を設定する建設工事に適用する。

（事務担当）
監理課技術管理室
電話 076-225-1787
内線 5373